

[参考資料]

未発表・既発表に関する基本的な考え方

投稿する論文・報告は原則として未発表のものに限ることが「原稿募集要項、執筆要領」に定められている。未発表・既発表に関する考え方は、下記のとおりである。

記

- (1) 学術論文として刊行・公表することを主目的とし、審査機関の審査を経た論文・報告は、本学会、他学協会等の刊行のいかんにかかわらず、既発表扱いとする。
- (2) 講演会、研究発表会、コロキウム、シンポジウム、国際会議等で、論文集編集のための独自の組織により、査読を経て登載された論文・報告は、本学会または他学協会等の主催のいかんにかかわらず、既発表扱いとする。
- (3) 上記(1)、(2)の場合でも、新たな知見や視点が加わって再構成された論文・報告、および既に発表されている個々の内容を総合することによりレベルアップされた論文・報告は、未発表扱いとする。
- (4) (2)の講演会などで講演を主とし、その梗概または資料として発表されたものは未発表扱いとする。
- (5) 各研究機関が発行する紀要、年報、所報などに発表されているものは、部内発表と考え、広く周知する必要性から、審査の有無にかかわらず未発表扱いとする。
- (6) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書は、未発表扱いとする。
- (7) 個々の論文・報告が未発表に該当するか否かの判定は、査読委員会で行う。

注記： 上記(3)に該当するとして投稿する場合、未発表に該当するか否かを正確に判定するため、投稿にあたって、著者には既発表の内容がどの刊行物に発表されているかを報告することが義務付けられる。また、発表言語が異なっても、内容が重複する場合は同一の論文・報告とみなす。なお、既発表関連資料は、投稿画面からアップロードすることとする。

以 上